

算 定 基 準

【保勤施設等の場合（第3条第2項の表（1）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>ア 定員1人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表2-1又は別表2-2に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画（以下「地震対策緊急整備事業計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2-3又は別表2-4に掲げる定員1人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成18年3月1日社福第2231号本職通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る県費補助</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び施設監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	<p>金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成18年3月1日付け社福第2233号本職通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算出された額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p> <p>〈対象施設〉 救護施設、更生施設</p>	
介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等近代化設備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-2

算 定 基 準

【障害福祉関係施設の場合（第3条第2項の表（2）、（3）及び（4）に掲げる施設）】

創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
<p>本体工事費</p>	<p>○ 1施設当たり基準単価を適用する場合</p> <p>(ア) 別表3-1又は別表3-2に掲げる1施設当たり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。</p> <p>(イ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p> <p>(ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表3-3又は別表3-4に掲げる1施設当たり基準単価を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設備監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

別表1-3

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築及び拡張 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p> <p>ウ 心理療去室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>エ 保育室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>オ 学習室を整備する場合は、別表4-1に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。</p> <p>カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成17年10月5日社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>

	スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表4-2に定める基準額を加算する。	
特殊付帯工事費	別表4-2に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な工事費または工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-4

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	<p>ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表4-3に掲げる1世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。</p> <p>イ 一部改築 平成17年10月5日社援発第1005009号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算出された額を基準額とする。</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計・監督料等をい）、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。</p>
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表1-5

算 定 基 準

【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（第3条第2項の表（6）に掲げる施設）】

（別表1-3及び別表1-4に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費 （既存施設）	別表4-4に掲げる1㎡当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認められた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	知事が必要と認められた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表1-6

算 定 基 準

(別表1-1、別表1-2、別表1-3、別表1-4、別表1-5及び別表5に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認められた額とする。 ただし、第3欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第4条各号に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）。 ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	知事が必要と認められた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮設施設整備工事費	知事が必要と認められた施設及び額とする。	仮設施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表2-1

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度整備加算		102,000
	個室設備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
更生施設	本体	都市部	7,020,000
		標準	6,690,000
	初度整備加算		102,000
	個室整備加算	都市部	491,000
		標準	468,000
授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	
	初度設備加算		102,000
宿所提供施設	都市部	2,410,000	
	標準	2,300,000	
	初度整備加算		102,000
社会事業授産施設	都市部	3,030,000	
	標準	2,880,000	
	初度整備加算		102,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付け社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。

2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-2

(耐震化等整備)を行う場合

定員1人当たりの補助基準単価

単位: (円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000
更生施設	都市部	9,620,000
	標準	9,160,000

(注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価加算後の単価であること。

2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表2-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類			補助基準額
救護施設	本体	都市部	7,800,000
		標準	7,440,000
		初度整備加算	114,000
	個室整備加算	都市部	545,000
		標準	520,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増加算後の単価であること
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表2-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人当たりの補助基準単価

単位：(円)

施 設 の 種 類		補助基準額
救護施設	都市部	10,690,000
	標準	10,180,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて(平成18年3月1日付け社福第2234号)」により、都市部特別増単価増加算後の単価であること。
- 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-1

1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			補助基準額	
生活介護 自立訓練 就労移行支 援 就労継続支 援	本体 （日中活動部分）	利用定員 20人 以下	都市部	64,800,000
			標準	61,700,000
		21人 ～40人	都市部	130,500,000
			標準	124,400,000
		41人 ～60人	都市部	218,100,000
			標準	207,800,000
		61人 ～80人	都市部	306,400,000
			標準	291,900,000
		81人 ～100人	都市部	394,800,000
			標準	376,100,000
		101人 ～120人	都市部	482,200,000
			標準	459,300,000
		121人以上	都市部	570,800,000
			標準	543,600,000
	施設入所支援整 備加算及び本体 （宿泊型自立訓 練）	利用定員 20人 以下	都市部	52,200,000
			標準	49,700,000
		21人 ～40人	都市部	105,300,000
			標準	100,400,000
		41人 ～60人	都市部	176,200,000
			標準	167,900,000
		61人 ～80人	都市部	248,400,000
			標準	236,600,000
		81人 ～100人	都市部	319,100,000
			標準	303,900,000
101人 ～120人		都市部	391,200,000	
		標準	372,600,000	
121人以上		都市部	462,100,000	
		標準	440,100,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	49,900,000		
	標準	47,600,000		
大規模生産設備等整備加算	都市部	164,600,000		
	標準	156,800,000		

	短期入所整備加算		都市部	13,500,000	
			標準	12,900,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,800,000	
			標準	15,000,000	
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000	
			標準	10,600,000	
	居宅介護整備加算		都市部	7,500,000	
			標準	7,140,000	
	避難スペース整備加算		都市部	43,400,000	
			標準	41,400,000	
	療養介護	本体	利用定員 20人	都市部	117,900,000
				標準	112,300,000
21人 ~40人			都市部	236,900,000	
			標準	225,600,000	
41人 ~60人			都市部	394,800,000	
			標準	376,000,000	
61人 ~80人			都市部	555,600,000	
			標準	529,200,000	
81人 ~100人			都市部	715,100,000	
			標準	681,000,000	
101人 ~120人			都市部	874,200,000	
			標準	832,600,000	
121人 以上			都市部	1,033,600,000	
			標準	984,400,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	49,900,000	
			標準	47,600,000	
大規模生産設備等整備加算		都市部	164,600,000		
		標準	156,800,000		
短期入所整備加算		都市部	13,500,000		
		標準	12,900,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部	15,800,000		
		標準	15,000,000		
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000		
		標準	10,600,000		
居宅介護整備加算		都市部	7,500,000		

			標準	7,140,000	
	避難スペース整備加算		都市部	43,400,000	
			標準	41,400,000	
共同生活援助	創設	定員4人 ~ 10人	都市部	30,700,000	
			標準	29,300,000	
		短期入所整備加算		都市部	13,500,000
				標準	12,900,000
		エレベーター等設置整備加算		都市部	2,430,000
				標準	2,320,000
	就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部	11,100,000	
			標準	10,600,000	
	居宅介護整備加算		都市部	7,500,000	
			標準	7,140,000	
避難スペース整備加算		都市部	43,400,000		
		標準	41,400,000		
増築整備（既存施設の現在定員の増員）			都市部	32,400,000	
			標準	30,900,000	
短期入所（短期入所のための整備の場合）			都市部	16,400,000	
			標準	15,600,000	
就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のための整備の場合）			都市部	11,100,000	
			標準	10,600,000	
居宅介護（居宅介護のための整備の場合）			都市部	7,500,000	
			標準	7,140,000	
避難スペース整備（避難スペースのための整備の場合）			都市部	43,400,000	
			標準	41,400,000	
補装具製作施設			都市部	16,400,000	
			標準	15,600,000	
盲導犬訓練施設			都市部	204,100,000	
			標準	194,400,000	
点字図書館			都市部	56,000,000	
			標準	53,400,000	
聴覚障害者情報提供施設			都市部	75,600,000	
			標準	72,000,000	

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）+本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

別表3-2

(耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体 (日中活動増部分)	利用定員 40人 以下	都市部	173,600,000	
			標準	163,300,000	
		41人 ~60人	都市部	289,400,000	
			標準	275,700,000	
		61人 ~80人	都市部	406,700,000	
			標準	387,300,000	
		81人 ~100人	都市部	524,000,000	
			標準	499,100,000	
		101人 ~120人	都市部	640,100,000	
			標準	609,600,000	
		121人以上	都市部	757,200,000	
			標準	721,200,000	
		施設入所支援整備加算	利用定員 40人 以下	都市部	140,000,000
				標準	133,400,000
	41人 ~60人		都市部	234,000,000	
			標準	222,900,000	
	61人 ~80人		都市部	329,400,000	
			標準	313,700,000	
	81人 ~100人		都市部	423,300,000	
			標準	403,200,000	
	101人 ~120人		都市部	519,100,000	
			標準	494,400,000	
	121人以上		都市部	612,900,000	
			標準	583,700,000	
就労・訓練事業等整備加算	都市部	66,300,000			
	標準	63,200,000			
短期入所整備加算	都市部	14,900,000			
	標準	14,200,000			
発達障害者支援センター整備加算	都市部	20,700,000			
	標準	19,700,000			

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表3-3

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額			
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 20人以下	都市部	72,000,000		
			標準	68,500,000		
		21人 ~40人	都市部	145,000,000		
			標準	138,200,000		
		41人 ~60人	都市部	242,400,000		
			標準	230,900,000		
		61人 ~80人	都市部	340,500,000		
			標準	324,300,000		
		81人 ~100人	都市部	438,700,000		
			標準	417,900,000		
		101人 ~120人	都市部	535,800,000		
			標準	510,300,000		
		121人 以上	都市部	634,200,000		
			標準	604,000,000		
		施設入所支援整備 加算及び本体(宿泊 型自立訓練)		利用定員 20人以下	都市部	58,000,000
					標準	55,200,000
21人 ~40人	都市部			117,000,000		
	標準			111,500,000		
41人 ~60人	都市部			195,800,000		
	標準			186,500,000		
61人 ~80人	都市部			276,000,000		
	標準			262,900,000		
81人 ~100人	都市部			354,500,000		
	標準			337,700,000		
101人 ~120人	都市部			434,600,000		
	標準			414,000,000		
121人 以上	都市部			513,500,000		
	標準			489,000,000		

就労・訓練事業等整備加算	都市部	55,500,000
	標準	52,900,000
大規模生産設備等整備加算	都市部	182,900,000
	標準	174,200,000
短期入所整備加算	都市部	15,000,000
	標準	14,300,000
発達障害者支援センター整備加算	都市部	17,500,000
	標準	16,700,000
就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算	都市部	12,400,000
	標準	11,800,000
居宅介護整備加算	都市部	8,330,000
	標準	7,940,000
避難スペース整備加算	都市部	48,200,000
	標準	46,000,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増徴単価の取扱いについて（平成18年3月1日付(社福第2234号)」により、都市部特別増徴加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体(宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体(日中活動部分)+本体(宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表3-4

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

1事業(1施設)当たりの補助基準単価

(単位:円)

事業(施設)の種類			補助基準額		
生活介護 自立訓練	本体 (日中活動部分)	利用定員 40人以下	都市部	192,900,000	
			標準	183,700,000	
		41人 ~60人	都市部	321,500,000	
			標準	306,300,000	
		61人 ~80人	都市部	451,900,000	
			標準	430,400,000	
		81人 ~100人	都市部	582,200,000	
			標準	554,500,000	
		101人 ~120人	都市部	711,200,000	
			標準	677,400,000	
		121人 以上	都市部	841,300,000	
			標準	801,300,000	
		施設入所支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	155,500,000
				標準	148,200,000
	41人 ~60人		都市部	260,000,000	
			標準	247,600,000	
	61人 ~80人		都市部	366,000,000	
			標準	348,500,000	
	81人 ~100人		都市部	470,300,000	
			標準	448,000,000	
101人 ~120人	都市部		576,800,000		
	標準		549,400,000		
121人 以上	都市部		681,000,000		
	標準		648,500,000		
就労・訓練事業等整備加算	都市部	73,700,000			
	標準	70,200,000			
短期入所整備加算	都市部	16,500,000			
	標準	15,800,000			

	発達障害者支援センター整備加算	都市部	23,000,000
		標準	21,900,000

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特別増単価の取扱いについて（平成18年3月1日付社福第2234号）」により、都市部特別増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表4-1

補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	7,871,000
	初度設備加算	1世帯当たり	99,000
	心理療去室整備加算	1施設当たり	31,028,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-2

補助基準単価

(単位：円)

施設の種類		単位	補助基準額
女性自立支援施設	地域交流スペース	1施設当たり	23,748,000
	初度設備加算	1施設当たり	1,292,000
	地域交流スペース (防災拠点型)	1施設当たり	31,658,000
	初度設備加算	1施設当たり	3,375,000
	特殊付帯工事	1施設当たり	15,227,000

(注) 改築整備に係る初度設備加算は、補助基準額の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。

別表4-3

補助基準単価

(耐震化整備事業)

(単位：円)

施設の種別		単位	補助基準額
女性自立支援施設	本体	1世帯当たり	11,940,000

別表4-4

補助基準単価

(単位：円)

施設の種別	単位	補助基準額
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事 (既存施設) ※	11,000

※ 創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表5

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 種 目	2 基 準 額	3 対 象 経 費
<p>本体工事費</p>	<p>次に掲げる額とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。</p> <p>知事が必要と認めた面積</p> <p>鉄筋 知事が必要と認めた額</p> <p>ブロック 知事が必要と認めた額</p> <p>木造 知事が必要と認めた額</p>	<p>施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費</p>	<p>知事が必要と認めた施設及び額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>